

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う成田市土地の埋立て等 及び土砂等の規制に関する条例の改正について

【背景】

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことから、危険な盛土等に関する法律による規制が十分ではないエリアが存在していることを踏まえ、土地の用途や目的にかかわらず、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」、通称「盛土規制法」に改正されました。

この盛土規制法が令和5年5月26日に施行され、千葉県においても令和7年5月26日に新たな規制区域の指定を行う予定となっております。

本市においては、千葉県の規制区域指定により、市内全域が宅地造成等工事規制区域に指定される予定であり、「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」、いわゆる残土条例による災害の発生を未然に防止する目的が盛土規制法と重複することから、残土条例における盛土等の構造に係る規制を削除し、搬入土砂等の土質のみを規制する条例に改正しようとするものです。

また、併せて、運用上の課題等を踏まえ、他の規定の整理等を行おうとするものです。

【主な改正内容】

- ・盛土規制法と目的等が重複される第7条許可を削除（土質の許可のみとする。）
- ・主に盛土規正法の許認可行為に伴う特定事業の許可となることから、現行の残土条例第8条と同様の取扱いとするため、周辺住民同意規定を削除
- ・土質のみを規制の対象とすることに伴い、土砂等が頻繁に入れ替わることが多い一時堆積特定事業を規制対象から削除
- ・事業主等に含めて申請人として許可制度を運用してきた土地の所有者について、同意で対応し、新たに土地所有者の責務を追加 など